

令和6年8月26日

第8回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第8回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について

議案第6号 加須農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日	令和6年8月26日				召集場所	市民プラザかぞ多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後4時10分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
加須市農業委員会事務局				加須市経済部農業振興課					
局 長 野 崎 修 司				課 長 野 中 裕					
次 長 前 島 勝 己				主 任 足 立 直 弥					
主 幹 藤 間 みゆき									
主 幹 渡 辺 昌 也									
主 幹 関 田 毅									
主 任 加 藤 正 則									

開会 午後 2時00分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和6年第8回の加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



### ◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中、またこのような暑い中ご出席いただきまして、深く感謝申し上げます。

今、この時期で、米が足りない足りないと言ったり、新米が出てきても米が足りない足りないというようなことも、今、テレビとかで放送されています。また、新米も今年は何か品質が悪いと心配していたんですけども、なかなか早いところは品質もまあまあいいようなことも聞いていますけれども、そういうことで少しは安心しております。

それでは、これより令和6年第8回加須市農業委員会総会を開会いたします。



### ◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶を頂戴いたします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

ここ連日、場所を問わず大雨が各地で発生しております。今、西のほうに大変危険な台風が近づいているような状況でございます。そういう中、先ほど、当加須市の中でも米の供出が第1回ができて、そして昨年より1階級いい結果になったという情報をいただきました。これからこの地域では、北川辺、大利根さんを中心に稲刈りシーズンに入ると思います。ま

だまだ夏日が続いております。大いに体調管理を気をつけていただきまして、農作業等を進めてもらえればというふうに考えております。

さて、本日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、当総会がスムーズに進行できればというふうに考えております。

簡単でありますけれども、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますが、本日の総会には全委員さんの出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事進行につきましては、小川会長さん、よろしくお願いいたします。



#### ◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

7番、小川達夫 委員及び

8番、松本榮次郎 委員

の両委員さんを指名いたします。



#### ◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、1件の取下願が提出されております。

本日の議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書

4 ページの 1 番、水深地区の案件については、取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告いたします。



### ◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） それでは、日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 2 件を議題といたします。

初めに、1 番、2 番及び 3 番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 1 ページ、2 ページをご覧ください。

本案件は、3 条の 1 番と 3 条の 2 番、3 条の 3 番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。

3 つの案件につきましては、賃貸借権（15 年）により土地を借り受けるもので、必要添付書類が整えられております。

また、3 案件とも、譲受人は、県内の農園で研修を実施し、譲渡人から譲り受けることができたため、譲渡人については、3 案件とも耕作ができないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や所有農地はありませんが、農地を譲り受けるに当たり、県内の農園で研修を実施しており、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9 番（小山治延君） 9 番、小山です。

8 月 20 日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されておりました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、 しているときから農業、野菜作りに少しずつ興味が出てきて、お子さんが大きくなり家族に相談したところ、前向きの話になり、少しずつ農業を始める考えです。

申請地のすぐ が さんのお宅です。やむを得ないと判断してまいりました。ご審議

のほどよろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ありませんね。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図3ページ、4ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、長期間耕作しており今後も耕作を続けたいため、譲渡人については、長期にわたり譲受人の方に耕作していただいております。譲渡人は耕作できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や所有農地はありませんが、長年にわたり申請地を借りて耕作しているという経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われ

ます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

8月17日、 のため、私1人で対応してまいりました。

まず、8月17日に該当物件を確認後、 、 両家を訪問し、事実確認をしてまいりました。

物件は、位置図で分かりますように、物件の印がついている上のほうにあるお宅が 邸で、 さんは ぐらい前に より宅地として自分が住むためにこの土地を購入しております。その後、一番手前の濃く塗ってあるところが なんですけれども、自分の敷地から までの間が空いていたものですから、 の所有と思ひまして、無断で野菜畑として使っていたということです。

今回、地主さんの さんのほうから、この辺に私の土地があるわけなんだけれどもという問合せに対して、これは さんのものではないかということでいろいろ話したら、 さんの土地だということが分かりましたものですから、今回、このような話になりました。

さんは、もともとこれ のところなんですけれども、行政も 分に位置しますし、 が隔ててありまして、なかなか自分の農地にたどり着くこともできない。また、農地に入るのにも他人の土地を通らないと入っていけない袋地でありますものですから、今後、持っていても仕方ないということで、今までお守りをしていただいた さんに、じゃ、贈与しようかということになりまして、お互いが一致したものです。

ただし、農地でありますので、 さんにつきましては非農家ですので、農地を購入する条件等に当てはまりませんが、狭小地でありますし、半世紀自分が、他人のものであるけれども、善意のまま専有してきたということでありますので、十分に贈与を受ける価値のある土地であると判断してまいりまして、両家が承諾していることを踏まえて、農地の移転に何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、申請地をこれまでも耕作しており、今後も耕作を続け、規模拡大のため、譲渡人については、これまでも譲受人の方に耕作していただいております、遠方で耕作できないためとなっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

8月17日に、のため、私1人で対応してまいりました。

まず、該当物件を確認後、氏宅を訪問し、物件を確認をしてまいりました。物件は稲が植えてあり、管理も良好でございました。

氏は、何件か農業委員会の案件に係る物件を今までも持っておりましたけれども、  
の の をしておりながら、の農地を購入または贈与で引き受けて、新規農業従事者として活躍している方でございます。

今回も、今まで借りている土地の田んぼが、前回譲受人で案件に係りました の  
氏の物件ということで、氏もによりまして、田んぼの処分に困っていたところ、今回こういう事情で早期に管理してくれる人が見つかったということで、大変喜んでおりますし、氏も農業をやる希望ができたということで、本物件を贈与を受けて、農業従事に邁進したいという考えでございました。

何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願いたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

8月19日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地確認を行ってまいりました。           さんの           に現地対応をしていただきました。

譲渡人の           さんは、           に住まいがあり、案件の土地は現在中間管理機構に委託して米を作付しております。将来のことを考えて誰かに譲りたいと思っていたそうです。譲受人の           さんは、地元で大規模に農業を行っており、自分の土地も近くにあり、効率よく管理ができるということで、今回の案件となりました。

現在、中間管理機構に委託してありますので、契約が満了してから作付するとのことでした。現在の耕作者にも話してあり、了解済みということです。

現地を確認したところ、きれいに管理されておりました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

6番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、農地の集積化で作業性向上のため、譲渡人は、譲受人に譲り渡すことで作業性の向上が図れるための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

8月19日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人の代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。 さんは、 さんの です。

さんによりますと、案件の土地2筆を さんが購入することにより、道路北側が さんの土地であることから、規模拡大と効率よく管理することができるということでした。現地の田んぼを見ましたが、きれいに管理されておりました。案件の土地を購入することにより、大型機械を有効に活用できると思いました。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ないようですので、採決いたします。

7番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、農地の集積化で作業性向上のため、譲渡人は、譲受人に譲り渡すことで作業性の向上が図れるための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

8月19日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人の代理人であります さん、先ほどの方の案内で現地確認を行いました。

さんによりますと、 さん、これは さんの に当たります。

さんの土地を購入することにより、道路南側、その一区画が さんの土地であることから、効率よく管理することができるようになるということでした。田んぼを見ましたが、きれいに管理されており、このとき、コシヒカリの刈取りが始まっておりました。案件の土地を購入することにより土地が一つにまとまり、農作業が効率よくできると言われていました。

このようなことから、本件申請は、現地調査、状況確認した結果、農地法の許可基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の大越地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

こちらの3条の9番につきましては、譲受人が売買により土地を取得し、キノコを耕作するものです。

まず、譲受人につきましては、農地所有適格法人としての要件である、農業の売上高が過半について、農地所有適格法人報告書において、農業の売上げはお米を売った売上げが記載されておりまして、譲受人に確認したところ、権利の設定がなされていない農地であることが判明し、お手伝い、作業受託をして、その対価として得たお米を売り上げたことに関し、埼玉県へ確認したところ、権利設定がなされていない農地で耕作し、売り上げたお米代は、法人としての売上げには当たらないと回答があり、耕作要件以外にも、農業の売上げが過半であることを満たしておりませんでした。

それを受けて、譲受人である( )は、耕作場所である( )農業委員会に権利の設定を本年5月に申請を行い、先月7月7日に権利設定の始期が開始されたことを( )農業委員会へ確認しております。

その後、今月8日に農地所有適格法人報告書が提出されており、農地所有適格法人として受付を行っております。

なお、埼玉県農業会議に確認したところ、耕作、売上げ後に権利設定したものであっても、法人としての収入として認められるとのことでした。

耕作要件につきましては、今回の申請に当たり譲受人が所有する農地を確認したところ、所有する農地( )、( )は雑草が繁茂し、耕作されている状況が確認できませんでした。農地法の基準では、全ての農地を効率的に耕作することとなっており、昨年12月から今年3月の現地確認では、タマネギが耕作されている箇所と、耕うんを開始し、農作業に着手したと判断できる状況でした。

なお、年間の耕作スケジュールでは、作付品目の時期もあり、5月よりサツマイモ、6月より大根、シイタケは一年中、9月よりタマネギを作付開始ということで報告がありました。が、現時点において耕作されている状況は確認できませんでした。

以上のことを踏まえ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

8月20日、儘田推進委員さんと、 を現地に呼んで、事情をお伺いしました。

まず、この物件につきましては、 さんが数年前にご購入したいきさつも、私と儘田推進委員さんがこの農業委員会のところで承認をいただいた案件でありまして、その後、数年いろんな調査でこの前を通りましたけれども、埋立てをされましたけれども耕作をしている現実の確認できませんでした。つい最近、放置農地の調査のときも、この前を通ったときには荒れ地のままでした。

そういう状況の中、今回、 の を現地にお呼びして確認をしたところ、重機が入ってしまして草刈りをやっていたところです。草刈りは重機でやっておりますので、本当に半日ぐらいできれいになりましたけれども、 によりますと、こちらのほうを さんからご購入して、まずはシイタケ栽培をするということで、力説をしておりました。 は、 のほかに という会社も持っておりますので、行く行くは太陽光発電の設備を造りまして、その下でシイタケ栽培をするんだということで、大変意気込んでおりました。

そのほかに、売主である さんにも一緒に立ち会ってもらいたくて連絡を取りましたけれども、電話で連絡を取った結果、 さんもちよっと おりまして、現地に行けないけれども、今まで購入した土地があるけれども、耕作も何もできないでそのまま放ってある土地もあるけれども、そういう土地はどうか、譲れるものについては、これからは譲っていくような方針であるから、今回も さんに売却するというので、お互いに納得し合っているんだよということで、 さんのほうは売るという確認は取れました。

そういうことを踏まえまして、儘田推進委員さんともう一度いろいろ話し合いましたけれども、 さんの農業に対する取組ですね、書類的には適格法人でありますし、



うど           がおりまして、対応してくれました。

まず最初に、           さんとこの           さんは           であります。それで、2人とも実家から農地を相続で頂きまして、ふだんは           さんが管理しておりまして、それぞれの時間が経過しましたので、遠いからということで、近場に住む           さんにやるからそちらで管理するようにというような、ある程度強制的であったというふうに言っております。そういうわけで、私が今後管理することになりましたという話であります。

以上の点から、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小川達男君)   ないようですので、採決いたします。

10番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君)   挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君)   ご説明いたします。

位置図10ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

なお、本案件につきましても、譲受人が売買により土地を取得し、水稻、野菜を耕作するとのこと申請になっております。

今回、譲受人の所有する農地について確認したところ、           地区の農地については、令和4年12月28日に取得して、取得後1年以上経過しておりますが、耕作されている様子はなく、保全管理や雑草が繁茂している状況であることを確認しております。

その他、市内で譲受人が所有する農地を確認したところ、           地区、           地区、           地区、           地域   地区は、令和5年3月31日に取得して、現況を確認したところ、畑として一部作付しているところや保全管理されている状況、また、水稻が作付されている状況を確認いたしました。

また、           地域の           地区は、令和5年8月31日に取得して、一部耕作や一部耕うんはされている箇所がありますが、ほかは保全管理されておりました。

また、 地区につきましては、令和5年4月28日に取得して、雑草が繁茂している状況ですが、取得後1年以上経過しており、耕作放棄地を解消し、令和6年3月から耕作を開始することで確認しておりましたが、現状、耕作は行われていない状況でございます。

農地法の基準では、全ての農地を効率的に耕作することとなっておりますが、取得後1年以上経過し、耕作されている土地や保全管理の土地はあるものの、譲受人から示された計画どおり耕作されていない農地が複数あることを確認しております。

以上のことを踏まえ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、小川でございますので、私のほうから現地調査の結果及び補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、8月23日金曜日に推進委員の石川さんと2人で、まず現地を調査いたしました。この畑の周りは全て田んぼでありまして、田んぼの中の一画の一つの島の畑という感じであります。そして、現状は耕作されておりませんで、草が高いところで1メートルぐらい、低いところで50センチ以上は生えているような状態であります。

この現地調査に譲受人の さんに立ち会ってもらうために電話で連絡したところ、  
ということで、現地に立ち会えないということで、本人から直接お話を聞くことはできませんでした。

そういうわけで、皆様方のご審議のほどよろしく願いしたいと思っております。

それでは、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ありませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

11番の種足地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手なし）

○会長（小川達男君） 挙手なしでありますので、不許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図11ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（金子勇一君） 6番、金子です。

8月19日に地区担当推進委員の坂田さんとともに、譲受人の さんから聞き取り調査、現地調査をしました。現地は稲が作付されており、間もなく収穫を迎えるところでした。

譲受人の さんによりますと、農地は自耕作地に隣接しており、親の代から譲渡人より貸借し、一体的に耕作していました。今後のことを譲渡人と話し合っている中で、譲渡に合意したことから、今回の申請になったとのことでした。また、この先も稲作をやっていきたいと話しておりました。

このようなことから、農地法の許可基準を満たしていると思われましますので、許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見はないようですので、採決いたします。

12番の豊野地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の14件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページ、13ページ、太陽光発電システム配置・平面図・側面図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

8月18日、推進委員の梅田さん、野本さん、代理人で の さん及び譲渡人のさんの5人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は、 地区 、 の既存集落で、昨年までは稲作をしていましたが、今年から遊休農地となり、雑草が繁茂している現況です。この土地を譲受人の

が購入することになり、太陽光発電施設が設置されることになったものです。

譲渡人の さんは で高齢でもあり、子供も農業を継ぐことはなく、これからも管理することができないので、手放すことにしたとのこと。このことにより、周囲も遊休農地で雑草等の解消が進むと推察されます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 4ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け、自己用住宅の建築及び道路後退部分の用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

8月20日、推進委員の梅田さん、代理人で の さん及び譲渡人 さんの の さんの4人で現地確認並びに聞き取り調査を行いました。

申請地は 地区で、 と 地区からの通学路となっている道路北側の既存集落内です。譲受人の さんは、譲渡人の です。

この申請地は、20年以上も稲作をしておらず、近所の人に毎年トラクターで耕うんしてもらっている状況です。譲渡人の さんの は ですが、 が実家の隣に自己用住宅を建てることとなり、実家とともに将来が安定すると喜んでおられました。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 5 ページ及び土地利用計画図、造成計画平面図、給水計画平面図、排水計画平面図5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（4区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

8月20日、増川推進委員と現地及び聞き取りに行ってきました。現地は稲があり、あともう少しで稲刈りができそうな感じでした。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、申請地の周りは新しい住宅が増えてきて、これからこの土地でお米を作るのはちょっと難しくなり、今回、土地の売買の話があり、今回の申請に至ったとのことでした。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 6 ページ、1 7 ページ及び配置図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場とするもので、必要添付書類が整え

られております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、働き方改革によりドライバーの人員確保や車両の一時停滞場所が必要となったことから計画したもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

8月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、譲受人は 、 で す。申請地のすぐ隣、 です。トラックと社員の車の駐車場を探していたところ、譲渡人の さんが年を取り、今年からお米を作らなくなり、土地の売買の話があり、今回の申請に至ったとのこと

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図18ページ、土地利用計画図、排水施設計画平面図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ない

ものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

8月20日、同じく増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地は、少し、若干草がありました。

譲渡人の さんにお聞きしたところ、譲受人の さんは に当たる方です。今は に住んでいます。 さんは家族が1人になってしまい、これからの生活を考えて、親戚が多い地元で さんと、 さんは譲渡人なんですけれども、 さん。相談したところ、ちょうど申請地が空いているということで、今回の申請に至ったとのこと。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 議事の途中でございますけれども、ここで暫時休憩としたいと思います。再開は3時10分といたします。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分



◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事を再開いたします。

---

○会長（小川達男君） それでは、始めます。

6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ及び土地利用計画図、排水・給水・造成計画平面図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅2棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

8月17日に、ちょっと のため、私が1人で対応してまいりました。

まず、物件を確認後、譲渡人であります さんのお宅へ行ってまいりました。

さんのお宅は、位置図の中で「農地以外（宅地）」というところの下にある というお宅がこちらです。ご本人は高齢のためにお会いできませんでしたが、 が対応していただきました。

さんはもともと で、もともと農業をやっておりませんでしたけれども、農地が点在して所有しておりますので、現在は、農地は放置農地化しております。今回の物件につきましても、現地を確認したところ放置農地で、草木が大変生い茂ったところでございます。

それに隣接した点々の場所がありますけれども、ここは昔 さんという家がありまして、ここは宅地の状態になっております。ここも放置されておまして、草木が生い茂っ

ております。

今回、この2つの土地を、譲受人であります さん、 さんが見つけて、直接購入に行ったそうです。今回 の農地だけを購入として、農業委員会に上がってきた次第でございます。

さん側の代理人であります さんに現地に来ていただいて、いろいろ説明をお受けしましたけれども、こちらのほうに2軒の建売住宅を建設するそうです。設計図を見ますと分かりますように、上の道路から敷延を排除して2軒取るそうなんです。ただ、こちらのほうは通学路になっておりまして、横断歩道がありますので、この横断歩道の部分もセットバックをした部分を歩道にして、横断歩道を右側にずらすというところまでやっていただくということで、市側のほうの要請に応じておりますので、 のほうからも、横断歩道の位置が今まで危なかったものですから、大変喜ばれている次第でございます。

そういう状況を踏まえて、この周りの状況もほとんど住宅地になっておるということを押まえて、本件、何ら問題ないと思います。ご判断よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図20ページ、21ページ及び5-7平面図、5-7断面図①から④をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（5か月）により土地を借り受け、農地改良（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

8月19日に地区担当委員の寺田薫さん、森博司さんの3人で現地調査確認を行ってまいりました。譲受人の の さんであります さんに現地対応をしていただきました。

案件の土地16筆は、現在耕作放棄地となっており、耕作するのに地盤が悪く、農地改良するとのことです。地盤を整備して小麦を作付するとのことでした。作付する方もお話ししていきまして、 の さんが作付するとのことです。

現地は草で覆われ、もう3年以上管理されていない状態でした。この農地改良することで環境が整備され、病虫害の発生や動物の住みかとなるのを防ぐことになり、よい農地になると思いました。

このようなことから、本件申請は、状況を確認した結果、農地法の許可基準から判断いたしましても問題なく、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図22ページ及び土地利用計画図、排水・給水・造成計画平面図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅4棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○12番（松本 昇君） 12番、松本です。

8月18日、榎本勝雄推進委員と2人で現地調査後、譲渡人 宅を訪問し、本人から聞き取り調査をしてまいりました。この土地は、今まで近所の認定農業者に貸付けし、認定農業者は小麦などを栽培していましたが、このたび仲介業者が来まして、農地周辺の開発状況を勘案し、この申請に至ったとのことでした。

この土地は、北側から南側に約30から50センチの段差がある農地で、雑草が多少生えている状態でした。また、北側や東側は既存住宅や最近整備した長屋住宅、最近農地転用し、整備中の長屋住宅とか、建売住宅の建設が急ピッチで進んでいる状態でした。

このようなことから、本申請内容は農地法の許可基準を満たしていると考えられますので、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の礼羽地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ及び配置図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の敷地拡張を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農

地の不許可の例外に該当し、住宅敷地の配水管が農地に埋設されていることが判明したため申請するもので、始末書が添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

8月20日、地区推進委員の夢川さんと代理人の さん、譲渡人の さん、譲受人の さん、私と5人で現場に立ち会い、 さんから話を聞きました。

まず、位置図の点線の部分ですけれども、これが さんの住宅地です。その上のところの黒い線のところが、これが農地の中に雨水の排水路が通っていますので、この畑を、 の さんの農地でございますが、さんが自分の土地にちゃんとしておきたいということで、今回の申請になったわけでございます。

話を聞くと、特に問題ないというふうに判断いたしました。許可相当と判断していますが、ご審議のほどよろしくをお願いします。

以上でございます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「いいですか」と言う人あり）

○会長（小川達男君） はい、どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

これ雨水配管って、これ暗渠になっているんですか。

○8番（松本榮次郎君） これは農地の中に、農地の土地のちょうど畑の中に、パイプがそこへ……

○1番（高橋雅一君） 埋まっているわけ……

○8番（松本榮次郎君） ええ。で、この場所は、結果的には集落排水の、家庭用の排水は全部集落排水につながっています。これは雨水だけのパイプというか排水路でございますので、畑の中に入っているんで、きちんとしておきたいというのが さんの譲受人の話でございました。

○1番（高橋雅一君） 暗渠の場合にも、やっぱり申請というのは必要なんですか。

○事務局（渡辺昌也君） 今回、その暗渠以外に、ますも設置することになっていきますので、そのますがありますので、いいよということで。

○1番（高橋雅一君） はい、分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（発言する人なし）

○会長（小川達男君） ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

9番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び土地利用計画図兼給排水計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅28棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、小川でございますので、私のほうから現地調査の結果及び補足説明をさせていただきます。

この案件につきましても、去る8月23日に推進委員の石川さん及び譲受人の代理人であります さんの同席の下、3人で現地調査を行いました。現地は、この譲渡人 さんの があります、この申請地の真ん中に。この が相当昔から誰も住んでおりませんので、今回、この とその脇に申請地が2筆ありますけれども、それを一体とされた開発行為であります。

それで、 さんの話によりますと、申請地以外の2筆以外の宅地及び一部の山林だけでも1町歩あるそうです。そのほかに山林として、この申請地と書いてあるこの辺りに2反歩

りの山林があります。それで、今回、この開発行為におきまして、全ての宅地及び山林の伐採をきれいにするそうです。そして今回、この申請地2筆プラス1町歩の宅地の面積に応じた28棟の建売住宅を建築するという話であります。

そして、もう一点なんですけれども、これは、この地域において長い間、問題になった場所でありまして、この開発行為を隣地の方に説明しましたところ、大変喜んでいたということをお伺いしております。

そういう点から、何ら問題ないというふうに判断してきました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、ないようですので、採決いたします。

10番の種足地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、への進入路とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、での作業をするのに北側の道路からでは効率が悪いことから計画したもので、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(嶋村 浄君) 5番、嶋村です。

8月20日に推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。その際、にもお話をお聞きいたしました。

土地利用計画図を見ていただくと分かりやすいんですけれども、現地は、現状は隣が畑で、

高いものですから、実際は石が積まれていまして、崩れないようになっております。この  
と書いてあるんですけれども、幅が軽トラックがいっぱいぐらいですかね。で、現状、今  
ここに という なんですけれども、 ですね。これの管理のためにこの を主に  
使っています。

説明のとおり、 なんかの作業車は左のほうから入ってくるんですね。今般、ここの申請  
地を買い取れば、多少の大きめの作業車も入れるんで、そうすると、この のほうからも  
の作業車が入れると。

今般、その申請地の隣は売却になりまして、ここに住宅ができるんですね。それに合わせ  
て地主さんに話ししたところオーケーが出たと、そういうことでございまして、やむを得な  
いかなと判断いたしました。よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い  
します。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 2 番、1 3 番の北川辺地区の案件について、関連がありますので一括して事務局  
より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 6 ページ、2 7 ページ及び平面図 5 - 1 2、5 - 1 3 をご覧ください。

5 条の 1 2 番と 5 条の 1 3 番は、譲渡人が同一で関連がございますので、一括にてご説明  
いたします。

両案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設、駐車場、資材置場とする  
もので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、5 条の 1 2 番は第 2 種農地及び第 3 種農地、5 条の 1 3 番  
は第 3 種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立  
地基準上やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

8月21日に荒井推進委員さんと代理人の の さんに立ち会ってもらい、現場確認をし、話を聞きました。

現地圃場は、昨年まで作付されていたんですが、今年は何も作付されていなく、草が伸びている状況でした。後日、売主の さんに話を聞いたところ、農地は全て手放すということで、自分で業者を探して決めたそうです。

一画、この全部地図の載っているところ、2社になったのは、自社施工の場合、面積制限があるということで、2つに分けての申請になったとのこと。12番が で13番が だそうです。施工に関しては、防水シートを敷いて、雑草管理も年数回行うと言っていました。

この案件につきまして、問題なしと判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、12番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、13番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ及び計画図、断面図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（1か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、1か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

8月21日、田村推進委員と譲受人の代理 さん立会いの下、現地調査並びにお話を伺ってまいりました。現地は稲が作付されており、管理されていました。

譲渡人の さんですけれども、居住されているのは、申請地と同じ ということですけれども、少し離れているところに住んでおられるため、今まで耕作ができなかったため、知人をお願いをして耕作をしていただきました。しかし、これから水の管理なので、できないということで、農地改良をして畑として大豆などを耕作したいとのことで、今回の申請に至りました。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙、議案第4号をご参照ください。

令和6年（農地中間管理事業分・8月分）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画でございますが、今回ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分6筆、面積7,906平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項に係る農用地利用集積計画について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

議案第5号をご参照ください。

令和6年（8月分）農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を

再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用集積等促進計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

審議に入ります前に、本日の進め方について、委員の皆さんにご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○農業振興課長（野中 裕君） 農業振興課長の野中と申します。

恐縮ですが、着座にて説明のほうをさせていただきたいと思っております。

こちら議案第6号の加須農業振興地域整備計画の変更につきまして、説明をさせていただきます。

農業振興地域整備計画は、市として特に農業の振興を図っていく地域を農用地区域として設定する計画です。

農用地区域内の農地については、優良農地として確保・保全していく農地であるため、原則として転用等による非農業的な土地利用ができないことになっています。農用地区域内の農地をやむを得ず分家住宅や資材置場、駐車場、敷地拡張などのために利用する場合は、当該農地を農用地区域から除外する申出が必要となります。

今回、事業計画者から除外の申出のあった事案について、農業振興地域の整備に関する法

律施行規則第3条の2の規定に基づき、市長が農業委員会へ当計画の変更にあたってのご意見をお伺いするものでございます。

議事の具体的な進め方でございますが、議案書の総括表の左から2列目に、農用地区域番号ということで、農用地区域番号別にA、B、Cとアルファベットを記載していますが、説明はそのアルファベットごとに一括して農業振興課の担当者から説明をさせていただきます。

その後、ご質問、ご意見を伺い、各案件に対して農業委員会として意見を付すかどうかを決めていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ただいまの説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、最初に、農用地区域からの除外案件の事案番号1番について、農業振興課の担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 農業振興課の関田と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、農振除外の担当者の紹介をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○農業振興課（足立直弥君） 農業振興課の足立と申します。よろしくお願いいたします。

○農業振興課（関田 毅君） 同じく関田です。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

皆様には、事前に資料として3種類、A4の横版の加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分）、加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表と、同じくA4横版の（4月受付分・除外）の位置図及び事業計画図と、同じくA4横版の（4月受付分・編入）の位置図及び農振図を1部ずつお配りしております。

また、本日、差し替え資料として、加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表と、同じくA4横版の（4月受付分・除外）の位置図及び事業計画図を追加で配付しております。

資料の見方などを簡単にご説明させていただきます。

まず、総括表をご覧ください。

1枚めくっていただきまして、表の左1列目から順に、事案番号、農用地区域番号となっております。4列目からは、該当する土地の所在地や地目、地積、事業計画面積と続きまして、その後に除外事由、事業計画者、土地の所有者となっております。そして、表の一番右の列の備考欄に、事業計画者の現状や事業を計画した理由などを記載しております。

なお、除外案件の事案番号1の除外事由を、「農家住宅の敷地拡張」から「農業用作業場兼休憩所の敷地拡張」に変更した差し替え資料を配付しております。

令和6年4月の申出につきましては、お配りした資料には除外案件は8件記載しておりますが、事案番号4は、申出者より土地利用の見直しをしたいと話があったため、取下げとなりました。また、事案番号の5番、7番については、現状では除外の見込がないことから、本日の議案では除かせていただきます。

農用地区域からの除外の案件については、地域別では、加須地域3件、騎西地域2件、除外事由別では、分家住宅が4件、敷地拡張1件となっております。その他、農用地区域、通称青青への編入案件は、加須地域が1件ございます。

次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分・除外）の位置図及び事業計画図をご覧ください。

表紙を1枚開いていただきますと、事案番号の順に見開きになっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の部分の図面が位置図、下の部分の図面が事業計画図になっております。

なお、事案番号4の計画者を変更した差し替え資料を配付しております。

次に、加須農業振興地域整備計画の変更について（4月受付分・編入）の位置図及び農振図をご覧ください。

表紙を1枚開いていただきますと、事案番号1になっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の図面が位置図、下の図面が農振図になっております。

以上で説明は終わりにします。

それでは、資料の説明をいたしますので、総括表と除外の位置図及び事業計画図をご覧になりながらお聞きください。

**○農業振興課（足立直弥君）** 最初に、総括表の農用地区域からの除外案件の事案番号1番で、農用地区域番号A、敷地拡張が1件になります。

事案番号1番ですが、除外事由は農業用作業場兼休憩所の敷地拡張で、除外が完了した場合は第1種農地となります。

事業計画者は、水稻、麦の営農を行う認定農業者です。平成25年に申出地及び隣接する空き家を購入し、営農拠点として活用しておりましたが、申出者が所有する以前から建物の一部が農地に越境していることが判明したことから、申出となりました。

申出地は、既存の宅地と隣接しており、面積も必要最小限であることから、除外はやむを得ないと考えられます。

事案番号1番は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

ないですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号1番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号2番と3番について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（足立直弥君） 次に、事案番号2番、3番で、農用地区域番号B、分家住宅が2件になります。

事案番号2番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は、妻と子の3人でアパートに暮らしておりますが、手狭になってきたため、所有者である の承諾を得て、今回の計画となっております。

申出地は、道路を挟んで実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、残地については、引き続き農地として活用する予定です。

事案番号3番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は、妻と子の3人でアパートに暮らしておりますが、手狭になってきたため、所有者である の承諾を得て、今回の計画となっております。

申出地は、実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。

申出地は、既存の雑種地と隣接していることから、除外はやむを得ないと考えられます。

なお、事案番号4番、5番につきましては、取下げとなりましたので、説明については割愛させていただきます。

事案番号2番、3番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号2番と3番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

事案番号4番と5番については、最初に担当から取下げと説明があったため、省略いたします。

次に、事案番号6番と8番について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（足立直弥君） 次に、事案番号6番、8番で、農用地区域番号D、分家住宅が2件になります。

事案番号6番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は、妻と2人でアパートに暮らしておりますが、子供が生まれた場合、手狭になるため、所有者である の承諾を得て、今回の計画となっております。

申出地は、道路を挟んで実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

なお、残地については、引き続き農地として活用する予定です。

次に、事案番号8番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第2種農地になります。

事業計画者は、妻と子の3人で妻の実家に同居しておりますが、子供が生まれた場合、手狭になるため、所有者である の承諾を得て、今回の計画となっております。

申出地は、妻の実家と歩いてすぐの距離にあり、お互いに助け合いながら生活することで、生活の利便性が向上することが見込まれます。

残地については、引き続き農地として活用する予定です。

なお、事案番号7番につきましては、取下げとなりましたので、説明については割愛させていただきます。

事案番号6番、8番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号6番と8番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

事案番号7番については、最初に担当から取下げの説明があったため、省略いたします。

次に、農用地区域への編入案件の事案番号1について、担当から説明をお願いします。

○農業振興課（関田 毅君） 次に、議案第6号の（4月分・編入）というこちらの資料ですね。編入という書類を見ていただきたいと思います。

1枚めくっていただきまして、総括表2の農用地区域への編入案件で、事業番号1番、農用地区域番号Aの1件になります。

事案番号1番ですが、編入事由は、10ヘクタール以上の集団農地の一部であることです。

編入地は、令和6年5月より、利用権設定により認定農業者の営農が開始されました。所有者の承諾を得た土地について、農業振興に寄与する目的として農用地区域（青地）に編入するものです。

事案番号1番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたらお聞かせください。

ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

総括表（2）農用地区域への編入案件の事案番号1番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

以上で、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。



### ◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の11ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について14件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、14ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、15ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について6件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、16ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について55件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長、進行ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日は大変お忙しい中、委員各位におかれましては、長時間にわたりまして慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和6年第8回加須市農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後 4時10分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和6年8月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 小 川 達 夫

署名委員 松 本 榮 次 郎